

資料-2 業務要求水準書(案)[変更版]に関する質問

| NO | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 質 問 | 回 答 |
|----|---|------|----|---|-----|----|------|----|---|---|
| | | 頁 | 第● | ● | (●) | カナ | (カナ) | 英小 | | |
| 1 | 環境への配慮 | 9 | 第3 | 1 | (4) | | | | 「近年、市有建築物においても～積極的に採用」とありますが、具体的な施設名をお教え下さい。 また、その施設の見学は可能でしょうか？ | 最近の竣工物件では、「やすらぎ苑」、「こども交流支援センター」、「青少年野外活動センター」などがあります。施設の見学は可能ですが、見学する場合は吹田市千里再生室へ連絡し調整を行って下さい。 |
| 2 | CASBEEについて | 10 | 第3 | 1 | (4) | ク | | | CASBEEについて、第三者評価機関による評価認定が必要でしょうか。 | 第三者評価機関による評価認定の必要はありません。 |
| 3 | 千里ニュータウン記念館 | 13 | 第3 | 3 | (1) | | | | 事務室が追加されていますが、P17の利用者特性等では、職員数の記述がありません。通常時は事務室は使用されないとの考えでしょうか。 | 千里ニュータウン建設記念館の運営は事業者の業務範囲であり、配置員の人数に要件はありませんが、1名常駐する必要があります。追加した事務室は千里ニュータウン建設記念館運営担当者が使用する事務室として想定しており、常時使用するものと考えています。 |
| 4 | 整備する機能とサービス内容 (千里花とみどりの情報センター) | 14 | 第3 | 3 | (2) | | | | 「江坂にあるセンターと情報通信ネットワークで結び」とありますが、ネット環境の整備をするにあたり、ネット回線の種類の指定はありますか？ | ネットワークの構築は市が独自に行うこととし、事業者の業務範囲外となります。空配管のみを事業者の事業範囲とし、入線は市で行います。 |
| 5 | 整備する機能とサービス内容 (千里ニュータウン建設記念館) (平和祈念資料館) | 14 | 第3 | 3 | (2) | | | | 両展示室における資料や模型、パネル等について、保管方法をお教え下さい。 また、両施設に配置する人員に関して、資格等必要であればお教え下さい。 | 両展示室とも資料や模型は展示ケースに収納して展示し、展示しない場合は倉庫等での保管を想定しています。平和祈念資料室において展示する遺品・軍服等は適切な温度・湿度管理が必要です。パネルについては特別な保管方法はありません。 平和祈念資料室は市で運営を行いますので、事業者側で人員を配置する必要はありません。千里ニュータウン建設記念館に配置する人員に関して、必要とする資格等は特にありません。 |
| 6 | 整備する機能とサービス内容 (大学コンソーシアム) | 14 | 第3 | 3 | (2) | | | | 入居される大学については、市側で誘致されるのでしょうか？ | 市で誘致します。 |

資料-2 業務要求水準書(案)[変更版]に関する質問

| NO | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 質問 | 回答 |
|----|-----------------------------|------|----|---|-----|----|------|----|---|---|
| | | 頁 | 第● | ● | (●) | カナ | (カナ) | 英小 | | |
| 7 | 各機能の利用特性 | 14 | 第3 | 3 | (3) | | | | 年末年始の期間について、記載されていないものはいつからいつまでか教えてください。 | 平和祈念資料室の年末年始の休館日は、12月28日から1月4日まで、その他機能の年末年始の休館日は、千里図書館を除き原則12月29日から1月3日までになります。 |
| 8 | 各機能の利用特性 (千里ニュータウン建設記念館) | 14 | 第3 | 3 | (3) | | | | 平和祈念資料館が17時までの開館時間であるのに対し、同種の展示が主な左記の施設が22時までなのはなぜですか？ | 千里ニュータウン建設記念館については、本事業において新たに設置される施設であり、事業内容としては展示のほか、研究や会議、交流の場としての利用も想定しています。業務内容や利用者等の利便性を考慮し、22時までの開館を予定しています。 |
| 9 | 各施設の休館日 | 17 | 第3 | 3 | (3) | | | | 各施設の休館日について、千里図書館及び市民公益活動拠点施設以外の施設の年末年始の期間を具体的にご提示下さい。 | 質問No.7の回答を参照してください。 |
| 10 | 竹見台連絡デッキ | 19 | 第3 | 4 | (1) | ア | | | 既設デッキの撤去及び改築範囲は、本施設建設に支障となる箇所については全て撤去し、支障とならない箇所については桁等の構造部材を存置し、床及び欄干等を撤去、改築することも可でしょうか。 | 既存デッキは本施設の整備に併せ、構造部材を含め、可能な限り撤去・改築することを期待しています。なお、歩行者用デッキ等の計画内容については、落札者決定基準の「動線計画及び配置計画」や「外観デザイン、外構計画の適切性」、「施工計画」などで主に評価します。 |
| 11 | 竹見台地区連絡デッキ及び竹見台仮設連絡デッキ | 19 | 第3 | 4 | (1) | ア | | | 仮設連絡デッキ利用動線は、現竹見台デッキと同様なデッキ上動線を確保すると云う考え方でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、地上迂回ルートは認めません。 |
| 12 | ホテルマーレ連絡デッキ | 19 | 第3 | 4 | (1) | イ | | | 資料3と資料3-1・資料3-2に齟齬があります。資料3-1・資料3-2は資料3の差し替えと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 13 | ホテルマーレ連絡デッキ | 19 | 第3 | 4 | (1) | イ | | | 交通広場で整備するデッキと本事業にて整備するデッキとの調和、整合性を図るうえで、資料3-2で示されている断面図等において、桁(I型钢)の規格、屋根部材仕様、その他付属施設の詳細仕様をご教示願います。 | 現在、ホテルマーレデッキの詳細仕様を検討中であり、公表できる段階に至っていません。詳細仕様が決定した段階で公表します。 |

資料-2 業務要求水準書(案)[変更版]に関する質問

| NO | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 質問 | 回答 |
|----|-------------------------|------|----|---|-----|----|------|----|---|--|
| | | 頁 | 第● | ● | (●) | カナ | (カナ) | 英小 | | |
| 14 | ホテルマーレ連絡デッキ内の階段及びエレベーター | 20 | 第3 | 4 | (1) | イ | (ア) | | 「北側ホテルマーレの歩行者デッキは、本施設3階へ接続する事」とありますが、デッキのエレベーターを一度利用し渡り通路で3階接続する歩行者動線は要求水準未達でしょうか。 | ホテルマーレ連絡デッキから本施設3階(千里図書館)へ直接接続してください。ご質問のように、エレベーターによる垂直移動を伴う提案は認めません。 |
| 15 | 阪急南千里駅改札前デッキ | 20 | 第3 | 4 | (1) | ウ | (ア) | | 阪急電鉄の高架下にある南千里駅改札前デッキ(資料1に示す範囲)は、鉄道敷高架と一体構造となっていると思われ、この部分の構造体部分からの撤去、改築は、技術的にも難しく、仮に撤去・改築するにしても、阪急電鉄との詳細な協議の上改築内容が決定されるものと思料されます。したがって、本事業においては、床及び付属施設(手すり等)のみの撤去、改築するものと考えてよろしいでしょうか。ただし、耐震診断の結果、構造体の改築も必要と判断された場合は、設計変更の対象とするものとしていただきたくお願いします。 | 質問No.10の回答を参照してください。 |
| 16 | 阪急南千里駅改札前デッキ | 20 | 第3 | 4 | (1) | ウ | (イ) | | 仮設通路及び仮設乗降口についての貴市と阪急電鉄の協議はいつ開示していただけるでしょうか。動線計画、事業費算定上、早々の開示をお願いします。 | 後日公表する業務要求水準書を参照してください。 |
| 17 | 阪急南千里駅改札前デッキ | 20 | 第3 | 4 | (1) | ウ | (イ) | | 「阪急南千里駅改札前デッキの工事期間中は、仮設通路、仮設乗降口を設置すること」とありますが、仮設通路計画において、現改札前にある銀行ATM施設などは移転可能と判断して検討してよろしいでしょうか。 | 現改札前にある銀行ATM施設を移転することはできません。後日公表する業務要求水準書を参照してください。 |
| 18 | 施設配置及び動線上の条件 | 20 | 第3 | 4 | (1) | エ | (キ) | | 花卉の植込みを事業者が実施し、維持管理は市が行うとありますが、事業者が実施するのは初回の植込みのみで、季節ごとの花卉の植替えは市が行うと理解してよろしいですか。事業者が植替えを行う場合、想定する年間の植替えスケジュールをご提示下さい。 | 前段についてはご理解のとおりです。後段について、現在年間の植替えスケジュールは未定です。 |
| 19 | 歩行者用デッキ等(全体) | 20 | 第3 | 4 | (1) | カ | | | 歩行者デッキ仮設計画において、仮設階段対応にて地上迂回ルート設定は可能でしょうか。 | 地上迂回ルート設定は不可とします。 |

資料-2 業務要求水準書(案)[変更版]に関する質問

| NO | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 質問 | 回答 |
|----|--------------|------|----|---|-----|----|------|----|--|--|
| | | 頁 | 第● | ● | (●) | カナ | (カナ) | 英小 | | |
| 20 | 歩行者用デッキ等(全体) | 20 | 第3 | 4 | (1) | カ | | | 仮設デッキ設置計画において、事業敷地外への迂回仮設デッキ設置計画は可能でしょうか。 | 合理的な範囲内での事業敷地外への迂回仮設デッキ設置は可能ですが、隣接する交通広場の工事スケジュール等を変更することはできません。 |
| 21 | 歩行者用デッキ等(全体) | 20 | 第3 | 4 | (1) | カ | | | ホテルマーレデッキ改築の市施工デッキ部が先行完成してもデッキ供用開始は本施設引渡し後であり、それ以前に南千里駅などへの仮設通路確保等の処置は必要ないと解釈してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 22 | 車両動線 | 21 | 第3 | 4 | (1) | キ | (ウ) | | 「隣接する南千里駅高架下、南千里交番への車両の侵入路を確保すること(工事中は・・からの仮設侵入路を設置すること」とありますが、工事期間中に既存する歩道切下げ部からの侵入が困難な場合、新たに歩道切下げなどの施工をし、仮侵入路とすることは可能でしょうか。 | 新たに歩道切下げを行うことは可能ですが、大阪府茨木土木事務所との協議が必要です。 |
| 23 | 樹木の保存 | 21 | 第3 | 4 | (1) | ケ | | | 「施設の配置計画にあたっては「資料21」に示す樹木を残すこと」とありますが、下部石積も現状保存と云う考え方でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 24 | 樹木の保存 | 21 | 第3 | 4 | (1) | ケ | | | 「施設の配置計画に当たっては、・・示す樹木を残すこと」とありますが、現位置からずらした移植は可能と考えてよろしいでしょうか。 | 可能ですが、市では当該樹木を移設することは困難であると判断しています。 |
| 25 | 交通広場整備工事への配慮 | 21 | 第3 | 4 | (2) | | | | 「本施設の設計・建設にあたっては、整備計画と計画案の形態及び工事の方法を整合の取れるものとする」とありますが、本施設の工事工程を検討する上で「資料2-2建設広場工事工程表」を基本として考えると解釈してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 26 | 交通広場整備工事への配慮 | 21 | 第3 | 4 | (2) | | | | 「本施設の設計・建設にあたっては、整備計画と計画案の形態及び工事の方法を整合の取れるものとする」とありますが、交通広場整備タクシー乗り場部分のシェルター施工時期を事業者の歩行者用デッキ改築工事工程に合わせ遅らせるなどの調整は可能と考えてよろしいでしょうか。 | 交通広場については平成23年4月からの供用開始を予定しているため、シェルターの施工時期を遅らせることはできません。 |

資料-2 業務要求水準書(案)[変更版]に関する質問

| NO | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 質問 | 回答 |
|----|----------------|------|----|---|------|----|------|----|---|---|
| | | 頁 | 第● | ● | (●) | カナ | (カナ) | 英小 | | |
| 27 | 鉄道近接工事への配慮 | 21 | 第3 | 4 | (3) | | | | 「各業務の委託契約は、市と阪急電鉄との間で締結し、業務委託に係る費用は市が負担する」とありますが、事業者は上記費用を入札金額に含めなくてよいと解釈してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 28 | 千里花とみどりの情報センター | 24 | 第3 | 5 | (2) | | | | 展示ホールに植物に適する特殊な空調条件(湿度、運用時間等)は必要ありませんか。 | 特化した空調設備の必要はありません。 |
| 29 | 多目的ホール | 47 | 第3 | 5 | (13) | | | | 多目的ホールについて、NC値以外の要求性能(残響時間等)はないと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、NC-25の室は重量衝撃音L-35以上、天井仕上はC2(防音仕様)としてください。(業務要求水準書(案)(H20年12月公表)の質問回答No.9参照) |
| 30 | 市営駐輪場 | 51 | 第3 | 5 | (15) | | | ⑨ | 交通広場に設置する地下機械式駐輪施設はどのようなシステムのものかをご教示願います。また、「…同等のシステムとし、管理上支障の無いようにする」とありますが、本事業で整備する市営駐車場にはどこまでの同等性を求められるのでしょうか。 | 前段については、「エコサイクル」(株式会社 技研製作所)を想定しております。ただし、あくまで想定であり確定したものではありません。後段については、利用者や管理者の利便性を考慮すると地下機械式駐輪施設、管理システム等、全て交通広場において整備する市営駐輪場と同一のものとすることが望ましいと考えています。 |
| 31 | 郵便局機能 | 52 | 第3 | 5 | (16) | | | | 「府道と同じ高さの床レベルで利用可能」とは、利用者が府道レベルからバリアフリーに即したスロープで郵便局にアプローチできる場合を含むと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、極力府道レベルとの高低差が生じないことが望ましいと考えています。 |
| 32 | 郵便局機能 | 52 | 第3 | 5 | (16) | | | | 「①1階に配置し、多機能から独立させ、府道と同じ高さの床レベルで利用可能とすること」とありますが、基準となる府道の高さとはどこを指すのでしょうか。また、府道と同じ床レベルにする根拠をご教示ください。 | 基準となる高さは想定していませんが、スロープ等を介さずに現在のGLで直接出入りできる計画とすることが郵便局の管理・運営上望ましいと考えています。 |

資料-2 業務要求水準書(案)[変更版]に関する質問

| NO | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 質問 | 回答 | |
|----|-----------|------|----|---|------|----|------|----|----|--|---|
| | | 頁 | 第● | ● | (●) | カナ | (カナ) | 英小 | | | |
| 33 | エントランスホール | 53 | 第3 | 5 | (17) | | | | ⑭ | ミニコンサート・イベントなどの開催が可能…とありますが、具体的にどのような演目で、何名の参加を想定されているかをご教示下さい。 | 市役所本庁舎のロビーにおいて、バイオリン演奏や尺八・琴演奏などの演目で、年に数回ミニコンサートを実施しています。本施設においても同規模・同内容程度のものを想定しています。参加人数については、エントランスホールにおいて通行人等の妨げにならない範囲の人数を想定しています。 |
| 34 | エントランスホール | 53 | 第3 | 5 | (17) | | | | | 「ミニコンサート・イベントなどの開催が可能な音響設備を設置すること(多目的ルームと同程度の使用とする)」とありますが、移動式音響調整卓やスピーカーなどの機材倉庫を他機能施設とは別途にエントランスフロアーに設けると解釈してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 35 | 自家用発電設備 | 60 | 第3 | 6 | (4) | | | | | 「非常用防災用ガス専焼発電設備」については、耐震評価を受けている導管からガス供給を受けるとは言え、想定外の事態により供給が途絶する可能性があり、実際、最近の事例においても阪神淡路大震災や、新潟県中越沖地震で、一般に信頼性の高いとされている中圧導管にも多数の被害が発生したと報告されています。 このような事例もあることから、ガス専焼発電設備だけに限定すると、今後、阪神淡路大震災等クラスの大規模災害では、非常発電設備が機能しないおそれがあり、次世代の公共施設として相応しいものとは言えないものと思われまます。 また、国、府県等の他の同種のPFI事業においても、自家用発電設備について今回のようにガス専焼発電設備に限定している事例はありません。(国土交通省・大津地方合同庁舎(仮称)整備事業、京都市・京都市立病院整備事業等) したがって、自家用発電設備については、非常用電源としての信頼性を考え、万一の事態にも燃料供給が途絶える心配の少ない一般的な消防法で認められた液体燃料系等の設備での提案も妨げないものと考えておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。 | 「京都議定書目標達成計画」、「吹田市エコオフィスプラン」などにおいて、省エネルギー対策やCO ₂ 排出削減対策、新エネルギー等の導入促進等が挙げられていますが、非常用防災用ガス専焼発電設備の設置はそれらの観点から非常に有効であると考えており、設置が望ましいと考えます。震災における中圧導管の被災については、古い基準のものについて一部被害が発生しましたが、現在の基準(認定管)における中圧導管についての被害はなく、本事業において設置する場合の安全性についても確認し、万一の事態にも燃料供給が可能であると判断しています。しかし、ご意見のとおり液体燃料系等の設備の設置が一般的であり、本施設における要求水準を妨げるものではありません。したがって、非常用防災用ガス専焼発電設備の設置に限定せず、事業者のノウハウやアイデアが十分に発揮される提案を期待します。 |

資料-2 業務要求水準書(案)[変更版]に関する質問

| NO | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 質問 | 回答 |
|----|------------|------|----|---|------|----|------|----|---|---|
| | | 頁 | 第● | ● | (●) | カナ | (カナ) | 英小 | | |
| 36 | 自家用発電設備 | 60 | 第3 | 6 | (4) | | | | 自家用発電設備について「非常用防災用ガス専焼発電設備を設置し・・・」とありますが、他熱源の非常用自家発電装置を採用した方が設備形成上よりメリットがあると判断された場合、他熱源の非常用自家発電装置を採用してもよろしいでしょうか。 | 質問No.35の回答を参照してください。 |
| 37 | 自家用発電設備 | 60 | 第3 | 6 | (4) | | | | 自家用発電機に関しては24時間運転可能で、防災負荷・重要負荷をまかなえれば、自家用発電機、ガスコージェネレーションシステムのどちらかを選択すればよいと考えてよろしいですか。 | 質問No.35の回答を参照してください。 |
| 38 | 自家用発電設備 | 60 | 第3 | 6 | (4) | | | | 「ガス専燃発電設備を設置し」とありますが、業務要求水準書(案)別添資料に関する質問回答資料9NO4にもあるように、PFI事業の特性である事業者のノウハウやアイデアを最大限発揮し、ガス以外の熱源を利用した非常用発電設備の提案も可能であると考えてよろしいでしょうか。 | 質問No.35の回答を参照してください。 |
| 39 | 業務開始準備業務 | 74 | 第4 | 1 | (11) | | | | 業務開始準備業務は清掃業務等、供用開始後の仕様通りに実施する必要がないと理解してよろしいですか。 | 業務開始準備業務は、維持管理業務の開始日(平成24年3月1日(予定))以降直ちに円滑に業務を実施するために事業者において必要な準備の措置を行うものです。業務の開始日以降は、使用料や駐車料金の徴収など供用開始日以降に発生する業務を除き、業務要求水準を満たすよう業務を実施してください。 |
| 40 | 業務開始準備業務 | 75 | 第4 | 2 | (1) | | | | 維持管理業務の開始日は平成24年3月1日とありますが、業務開始準備業務の履行期間が3月1日～3月31日の1ヶ月間であると理解してよろしいですか。 | 質問No.39の回答を参照してください。 |
| 41 | 使用料の徴収に関して | 75 | 第4 | 3 | (2) | | | | 「本施設において、多目的ルームの使用料は有料とし、事業者は徴収を行うこと。」とありますが、市の代わりに料金受領するということですか。それとも利用料金制ということでしょうか。 | 第5の2の(2)のウを参照してください。利用料金制は採用しません。 |
| 42 | 建築物保守管理業務 | 75 | 第4 | 4 | (2) | | | | 業務対象範囲に歩行者用デッキ等は含まないと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

資料-2 業務要求水準書(案)[変更版]に関する質問

| NO | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 質 問 | 回 答 |
|----|-----------------|------|----|----|-----|----|------|----|--|---|
| | | 頁 | 第● | ● | (●) | カナ | (カナ) | 英小 | | |
| 43 | 建築設備保守管理業務 | 76 | 第4 | 5 | (2) | | | | 歩行者用デッキ等とは、事業敷地内の歩行者用デッキ等と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 44 | 外構施設保守管理業務 | 78 | 第4 | 7 | (2) | | | | 歩行者用デッキ等とは、事業敷地内の歩行者用デッキ等と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 45 | 清掃業務 | 79 | 第4 | 9 | (2) | | | | 歩行者用デッキ等とは、事業敷地内の歩行者用デッキ等と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 46 | 植栽維持管理業務 | 82 | 第4 | 10 | (2) | | | | 歩行者用デッキ等とは、事業敷地内の歩行者用デッキ等と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、本施設エントランスと阪急南千里駅までの人工地盤に設置する花壇の花卉は対象に含みません。 |
| 47 | 巡回業務等 | 84 | 第4 | 11 | (3) | エ | (キ) | | 「図書館返却ポストの図書館休館日における整理業務」とありますが、具体的な業務内容をご教示ください。 | 図書館返却ポスト内に多量の本やAV資料等が滞って利用者の資料返却に支障が出ないように、返却ポスト内の本やAV資料等を取り出し、図書館返却カウンターの上に並べる業務です。 |
| 48 | 夜間特殊業務 | 84 | 第4 | 11 | (3) | オ | | | 「供用開始日以降の開館日の18時から22時までの間は、本施設の2階エントランスホールにおいて1名が常駐し、以下の業務を行うこと」とありますが、本業務はコンシェルジュ業務に不審者侵入防止業務が付加されたものであり、業務実施場所は総合案内コーナーと解釈してよろしいでしょうか。 | 「オ 夜間特殊業務」は警備業務として実施してください。業務の実施場所は、2階エントランスホールとし、総合案内コーナー内に限定するものではありません。 |
| 49 | 修繕業務 | 85 | 第4 | 12 | (2) | | | | 業務対象範囲に歩行者用デッキ等は含まないと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 50 | 駐車場の施設の運用に関する事項 | 86 | 第4 | 13 | (4) | ア | (オ) | | 「駐車場について、本施設利用者以外の者が利用することがないよう、……」とありますが、業務実施上での判断基準をご教示ください。 | 本施設利用者等以外の者の利用を完全に排除することは困難であると考えていますので、なるべく本施設利用者等以外の者が利用することがないよう、注意の呼びかけをするなど対応してください。 |

資料-2 業務要求水準書(案)[変更版]に関する質問

| NO | タイトル | 該当箇所 | | | | | | | 質問 | 回答 |
|----|-------------------------|------|----|----|-----|----|------|----|---|--|
| | | 頁 | 第● | ● | (●) | カナ | (カナ) | 英小 | | |
| 51 | 駐輪場の施設の運用に関する事項 | 87 | 第4 | 13 | (4) | イ | (カ) | | 「駐輪場について、本施設利用者以外の者が利用することがないよう、……」とありますが、業務実施上での判断基準をご教示ください。 | 質問No.50の回答を参照してください。 |
| 52 | 千里ニュータウン建設記念館運営業務 | 90 | 第5 | 2 | (2) | イ | | | 展示ルームの展示資料のレイアウト・模様替え(概ね3年に一度程度の……)等を行うこと」とありますが、レイアウトや模様替えは事業者独自のプランにて実施するのでしょうか、又は市プランに基づき実施するのでしょうか。 | レイアウトや模様替えについては、事業者の提案をもとに、市と事業者との協議の上定めるものとします。 |
| 53 | 千里ニュータウン建設記念館運営業務 | 90 | 第5 | 2 | (2) | イ | | | 展示ルームの展示資料のレイアウト・模様替えについて、3年に1回程度の頻度で専門業者が行うとありますが、専門業者とは具体的にどのような業者ですか。また、業者への手配等も事業者が実施するのでしょうか。 | 設計、組立、撤収等をトータルに実施することができ、実施体制の整った業者を想定していません。専門業者への手配等も事業者に実施していただきます。 |
| 54 | 要求水準 (千里ニュータウン建設記念館) | 90 | 第5 | 2 | (2) | イ | | | 開館時間が22時までであるのに対し、業務実施時間が18時までとなっていますが、18時～22時までの間は無人状態での運営でいいとの認識でいいのでしょうか？ | 18時から22時までにおいては、第4の11の(3)のオに示す、警備業務の夜間特殊業務として、施設利用者等への案内業務等を実施してください。 |